八幡平市地域福祉課より

児童手当の請求手続きについてのお知らせ

児童手当を受け取るには、対象となる方全員が請求手続きを必要としますので、お知らせをよくご覧のうえ請求の手続きをされますようお知らせします。【裏面もあります】

児童手当は０歳から中学校３年生（15歳到達後の３月31日まで）の児童を養育している方（父母のうち主に所得の高い方）に対し支給されます。

- ３歳未満　：月額１万５千円
- ３歳以上小学校修了前（第１、２子）　：月額１万円
- 〃　（第３子以降）　：月額１万５千円
- 中学生：月額１万円
- 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方　：月額５千円（一律）

※監護し、生計を同じくする１８歳に達する日以降、最初の３月３１日までの間にある児童のうち、年長者から第１子、２子・・・と数えます。

支給月は、２月、６月、10月の各月10日（土日祝日の場合は、直前の平日）です。
支給月の前月分までの手当を支給します。

児童手当の趣旨	**次代の社会を担う児童の健やかな育ちの支援**を目的としています。 **児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。** （なお、万が一、児童の育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら児童手当が児童の健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは法の趣旨にそぐいません。児童手当の趣旨について十分にご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。）
申請方法	**申請書類を持参のうえ、以下の窓口へお越しください。** **■地域福祉課** **■西根総合支所** **■安代総合支所** **■田山支所** ※申請しないと受給できませんのでご注意ください。 ※請求者は、父母のうち主に所得の高い方です。 **【提出書類】** **ア　全ての方に提出していただくもの** ■「児童手当認定請求書」　（別紙様式） ■申請者名義の口座が確認できるもの （通帳又はキャッシュカードの写し等） **イ　該当する方のみに提出していただくもの** ①　厚生年金・共済年金に加入している方 ■「請求者本人の健康保険証のコピー」又は「事業者の年金加入証明書」 ・児童の健康保険証ではありません。 ・年金の種別を確認できない場合は、年金加入証明書の提出をお願いする場合があります。 ②　児童と別居している方（離婚協議中以外の場合） ■監護・生計同一申立書（必要な方はお問い合わせください） ■別居している児童を含む世帯全員分の住民票（本籍・続柄表示有り） （児童が八幡平市以外に住民登録している方） ※住民票の提出は平成30年7月から情報連携により省略が可能です。 ③　養育している児童が受給者本人の児童以外の方 ■児童の生計を維持していることの申立書（必要な方はお問い合わせください） ④　離婚協議中で配偶者と別居している方が申請を希望する場合 ※児童と同居している方が申請できます（実際及び住民票上も別居している場合） ■受給資格に係る申立書（必要な方はお問い合わせください） ■調停期日呼出状の写し等、離婚協議中であることを証明する書類

所得制限の目安について

所得制限の目安については、下記の表のとおりです。

扶養親族等人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

【注意事項】
- 扶養親族等の数が６人以上の場合の限度額は、５人を超えた１人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。
- 前年分の所得（1月～5月に請求する方については前々年の所得）で審査します。
- 医療費控除等、所得の計算時に控除されるものがあります。
- 所得が所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の方は、児童１人につき月額5,000円が支給されます。
- 所得上限限度額を超える方は、児童手当等は喪失となります。
- 所得上限限度額を超えたことにより喪失となったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となります。

児童手当の寄付について

児童手当の受給資格者は、児童手当の額の一部又は全部を、手当を支給する市町村に寄附することができます。当該寄附金は、児童の健やかな育ちを支援するために使われます。寄附を希望される方は、お問い合わせください。

保育料や給食費の徴収について

保育料や給食費等を児童手当から徴収できるようになりました。徴収については保育料や給食費の納付担当窓口にお問い合わせください。

その他児童手当に関する届出について

届出の内容が変わったとき等、手続きが必要になる場合は、次のとおりです。

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書（様式第２号）
毎年６月（提出の対象者にのみ書類を送付）	現況届（様式第６号）
他の市町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届（様式第10号）
出生などにより、支給対象の児童が増えたとき	額改定認定請求書（様式第４号）
不監護などの理由により、支給対象の児童が減ったとき	額改定請求書（様式第４号）
不監護などの理由により、支給対象の児童がいなくなったとき	受給事由消滅届（様式第10号）
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届（様式第10号）
養育している児童の住所や氏名が変わったとき	住所氏名変更届（様式第８号）

※手続きの場合は必ず印鑑（朱肉を使用するもの）をご持参ください。

※ 出生などにより手当の額が増額される場合は、増額の理由が発生した日の翌日から15日以内に額改定等の手続きが必要になります。

（手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。）

※ この他にも、届出が必要になる場合がありますので、世帯の状況に変化があったときは、お問い合わせください。

不明な点・お問合わせは、こちらまでご連絡ください。

八幡平市地域福祉課児童福祉係
電話番号 0195－74－2111（代表） 内線 1106

※ 公務員の方は、職場での手続きとなりますので、所属庁にお問い合わせください。